

種別	規則・手順	管轄	医療安全推進部会	担当	管理業務部・医事担当
----	-------	----	----------	----	------------

診療用放射線安全管理部会設置要綱

(令和2年4月1日)

(設置)

第1条 埼玉県総合リハビリテーションセンターの診療の用に供する放射線の利用に当たり、医療法施行規則第1条の11第2項第3号の2の規定に基づき診療用放射線の安全管理のための責任者（以下「医療放射線安全管理責任者」という。）を配置し、診療用放射線の安全管理の体制や方策を講じることを目的として、医療安全管理推進室内に診療用放射線安全管理部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次の事務を所掌する。

- 一 診療用放射線の安全管理の考え方に関すること。
- 二 放射線診療に従事する者に対する診療用放射線の利用に係る安全管理のための研修に関すること。
- 三 診療用放射線の安全利用を目的とした改善のための方策に関すること。
- 四 放射線の過剰被ばくその他の放射線診療に関する有害事例等の発生時の対応に関すること。
- 五 医療従事者と放射線診療を受ける者との間の情報共有に関すること。
- 六 医療放射線安全管理責任者が指示した事項に関すること。

(組織)

第3条 部会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

(医療放射線安全管理責任者)

第4条 医療放射線安全管理責任者は、医療局診療部放射線科を所掌する部長若しくは副部長の職にある者とする。

(部会長)

第5条 部会長は、医療放射線安全管理責任者をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

(会議)

第6条 部会長は、原則として毎年度1回会議を招集し、議長となる。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、部会構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

3 部会長は、必要があると認めるときは、一部で構成するグループ検討会を開催することができる

(報告)

第7条 部会長は、部会の活動状況を毎年度末安全委員会委員長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、管理・業務部医事担当において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年11月1日から施行する。

別表

医療放射線安全管理責任者、医療安全管理推進室長、医療安全管理者、安全推進員（歯科）、安全推進員（薬剤科）、安全推進員（検査科）、安全推進員（放射線科）、安全推進員（栄養科）、安全推進員または技師長（リハビリテーション部から1名）、安全推進員（看護部から1名）、事務局担当者（医事担当）
--